

第4回 住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会

日時：令和4年3月8日

- **調査を踏まえた今後の方向性**2頁
 - 課題 1. 住宅防音工事実施後の防音性能の把握
 - 課題 2. 騒音実態の認識と助成制度
 - 課題 3. 土地価格の動向と助成制度
 - 課題 4. 空調機器への助成のあり方

- **住宅防音工事補助制度の検討**4頁

- **更新工事④補助内容の検討にあたって**5頁

●結論

課題 1. 住宅防音工事実施後の防音性能の把握

- 老朽化による劣化の進行が推測されるが、令和2年度から継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、想定した件数の調査が実施できておらず、十分な考察を行えるに至っていない。
- 現状では、劣化の事実を排除するまでの結論は得られないと考えられるが、限られたサンプル数であることから、今後、精度を確保するための追加調査の要否やその調査手法の検討が必要。
- 併せて、防音性能を回復する工事費補助の実施に関しては、関係自治体等と必要な協議を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、引き続きの検討課題として対応すべき。

課題 2. 騒音実態の認識と助成制度

- 本補助制度は、告示日に所在する住宅を対象として、これまで安定的に運用してきている。
(告示日後に建設された住宅については対象外。)
- なお、補助制度の設計に当たってそのまま適用することはできないが、これまでの航空機騒音訴訟においては、「危険への接近」を損害賠償額減額の理由としては認めない傾向がある。
- 以上を踏まえ、現行制度を継続し、転入者に対して補助額を低減する仕組みを導入しないことが適当。

●結論

課題 3. 土地価格の動向と助成制度

- 土地価格の動向を補助金や補償金に反映させている制度の事例は確認できなかった。
- また、土地価格の動向について、本制度に影響を与えるほどの重大な差異は明確に確認されなかった。
- 以上のことから、本制度へ反映させることは困難であり、現行制度を継続する。

課題 4. 空調機器への助成のあり方

- 現在の空港周辺環境対策の考え方として、「航空機騒音に係る環境基準」が未達成であれば、必要な施策の継続が必要。
- こうした制度の基本的な考え方や、対象地域からの要望が強いことを踏まえると、更新制度を継続することが妥当。
- 更新制度を継続するとともに、対象となる地域の世帯等の実態を踏まえて、合理的な制度設計の検討を開始すべき。
- なお、機器の稼働費補助については、普及実態を勘案とした助成手法として考えられるが、実施には工事費を補助対象とする現行法規の改正が必要なこと、及び補助対象者が膨大となり、稼働費の実態把握、支払い手続き等、補助実施に係る事務的負担を考慮すると現実的に困難。

住宅防音工事補助制度の検討

1. 防音性能を回復する工事への補助

○ 統計精度を確保するサンプル数に至っていないため、追加調査の要否の検討が必要。

【追加調査を行う場合】

- ・調査結果より劣化が見られたときには、防音性能を維持するために必要性が高ければ、制度内容(対象住宅、対象住宅の部位、対象補助率等々)の検討が必要。
- ・補助内容に対するニーズ、補助対象者数や事業規模の把握等、検討及び調整が必要。
- ・個人宅に入室しての調査となるため、調査協力を得る方法の検討が必要。
- ・各家屋の遮音性能に影響を与えると想定される要因の把握方法の検討が必要。

⇒ 以上をふまえ、引き続き追加調査の要否やその調査方法の検討が課題である。

2. 更新工事④補助制度

○ 更新制度を継続することが妥当。

○ 更新工事④では、一般(2人以上)世帯に加え、単身世帯についても対象とすることが望ましい。

- ・更新工事③創設時に、エアコン普及率及び保有台数を考慮し、対象台数を居住人数マイナス1台とした。
- ・その結果、単身世帯については、補助対象外となっている。(従来対象となっていた約4割が対象外)
- ・更新工事③創設時に比べ、単身世帯かつ高齢者の割合が高くなっており、二人世帯の割合も高い。

(P)

(第4回検討委員会での議論を踏まえて記述予定)

3. その他

○ 告示日後に騒音対策区域内に転入した住民に対しては、補助内容に差異を設けない。

○ 土地価格の動向の反映についてもおこなわず、現行制度のままとする。

1. 更新工事の遍歴

制度名	平成元年度～10年度		平成11年度～17年度		平成18年度～21年度		平成22年度～現在	
	補助率 ※1	台数	補助率	台数	補助率	台数	補助率	台数
更新工事①	70%	防音工事室数 ※2	70%	防音工事室数	70%	居住人数+1	60%	居住人数と同数
更新工事②	—	—	65%	防音工事室数	65%	居住人数+1	55%	居住人数と同数
更新工事③	—	—	—	—	—	—	50%	居住人数マイナス1

※1 補助率は基準となる額におけるエアコンに対する補助率。 ※2 補助台数の防音工事室数：申請時の居住人数に関係なく、当初防音工事实施室数までを対象とする。

【現行の更新工事助成対象機器（補助要件）】

・更新工事の対象となる機器は、防音工事又は更新工事実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるもの。

2. 更新工事③におけるエアコン対象台数低減等

○更新工事全体について、エアコンの普及率（85%）を考慮し補助率10%の低減、また、更新工事③については**エアコン対象台数を居住人数マイナス1台**とした。結果として**単身世帯がエアコン更新の対象外**。（換気扇は補助対象。）

○なお、生活保護等世帯については、更新工事③においても、単身世帯がエアコン更新対象となるよう措置。

3. 更新工事④制度に係る検討内容

1. 対象台数について

○現行、単身世帯がエアコン更新について対象外となっており、解消には、**単身世帯の対象台数を居住人数**とすることが必要。

○適用とする単身世帯範囲の検討が必要。

2. 補助率について

○更新工事③で50%である補助率について、**現行のままで適正か**。更新工事④における**見直しの必要性**はあるか。